労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

「e-Gov（イーガブ）」にアクセス！

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズＩＤやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ＩＣカードリーダライタは別途必要です。）

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
https://www.e-gov.go.jp/

＊電子申請についての利用案内が掲載されています。

「利用準備」からスタート！

厚生労働省

（裏面へ）

R5.9

下の４つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します

（GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。）

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式

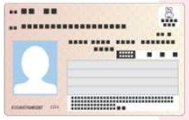

- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

➡ 電子証明書のご案内
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
GビズIDアカウント	１つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 ｇBizIDプライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。

➡ e-Govアカウントの登録
https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

➡ ポップアップブロックの解除
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

➡ Windows版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows

➡ macOS版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac

準備ができたら「マイページ」から申請ができます！